

服装・頭髪について

芙蓉中学校

文部科学省が示している「生徒指導提要」では「校則について…絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます」と記されている。前々回の改訂では、抽象的な表現が用いられており共通理解が図りにくいことが課題としてあげられたため、生徒会や管理職ならびに職員との話し合いにより前回の改訂を行った。今回の改訂では生徒それぞれの温度の感じ方の違いへの対応として、着用するものの選択肢を増やすことで自らの体調の変化に気づき対応する姿勢を身につけさせたいと考えた。また、生徒のなかには成長に伴う体形の変化を気にする生徒もおり、生徒が安心して学ぶことのできる学校生活を送る上で、そのことが障壁となることも考えられることから障壁を取りのぞく意味において今回の改訂を行うに至った。

生徒には以下のことを理解し、自ら規定を守ろうとする意識の醸成を期待する。

- 中学生は、学習上、学校での生活上の身だしなみについては、それを妨げるものであってはならない。また、他の人にマイナスの影響を及ぼすものであってはならない。
- 社会通念上、家庭内外の儀式的行事に参加する際は「制服を着用するのがよい」とされている。
- 近い将来に迎える進路選択の際に、自分にとって不利益とならない身だしなみを常に心掛ける。

令和6年10月3日改訂・施行

令和6年10月22日改訂

令和6年10月25日施行

令和7年6月25日改訂

令和7年6月30日施行

令和7年12月一部修正

【服装・頭髪のきまりごと】

芙蓉中学校 生徒会

1 制服

- 上衣……………長袖または半袖のカッターシャツ、紺色のポロシャツ(半袖)、ブレザー
- ニットベスト、ニットセーター……規定品、購入品どちらでも良い(白、黒、紺、灰色の無地)
※上衣からはみ出さないよう心掛ける。
※ワンポイント不可
- スカート……………規定のスカート
- スラックス……………規定のスラックス
- ネクタイ、リボン……………規定のネクタイ、リボン
- ベルト……………黒、紺、焦げ茶色 ※常時着用する。
- 靴下……………くるぶしがかくれるもの(白・黒・紺色の無地)
- 靴
 - ・下靴……………運動靴(白色)※ラインが入る場合は同色のものとする。
 - ・上靴……………学校指定のもの(学年別の色あり)

2 頭髪

- 目にかからないようにする。
※ヘアピンについては、学習に差しさわりのある場合や衛生が保たれない場合には使用してもよいものとする。
- 染色や脱色による加工は行わない。
- 進路選択で面接が行われることが多いことから、自分に不利益にならない髪型を心がける。また、その形状から大幅に変わるような加工をしてはならない。

3 その他

- 防寒着(コート類、手袋、マフラー、ネックウォーマー)の着用可 ※防寒着は、玄関(下駄箱)で着脱すること。
※コート類(ウインドブレイカー含む)についてはワンポイント、自分が所属しているチーム名が書かれているもの、フード付きのものは可、パーカー類は不可とします。新しく購入される際には、高校の入学試験の時に着ていくかどうかも含めてご検討ください。入学試験の時に着ていくものについては、ダーク系の色のものが望ましいと考えます。
- 登下校または用事のため来校する場合は上記の規定を守るものとする。